

平成22年 8月10日

衆議院議長 横路孝弘 殿
参議院議長 西岡武夫 殿
内閣総理大臣 菅 直人 殿

人事院総裁 江利川 毅

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出

人事院は、常時勤務することを要しない職員の処遇の整備を逐次進めてきたところであり、今般、仕事と育児の両立を図る観点から、これらの職員について育児休業等を行うことができるようにすることが適当と認めるので、国家公務員の育児休業等に関する法律を改正し、別紙要綱が実現されるよう、国家公務員法第23条の規定に基づき、意見を申し出ます。

別 紙

国家公務員の育児休業等に関する制度の改正の要綱

第 1 常時勤務することを要しない職員の育児休業

- 1 常時勤務することを要しない職員について、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子が1歳に達する日（当該職員の配偶者が当該子が1歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合にあっては、当該子が1歳2か月に達する日までの間で人事院規則で定める日）まで、育児休業をすることができるようにすること。

ただし、育児休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる職員として人事院規則で定める職員については、この限りでないものとする。

- 2 1の改正に伴い、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例に関し、所要の措置を講ずること。

- 3 常時勤務することを要しない職員について、任命権者の承認を受けて、当該職員の1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、当該子の1歳に達する日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事院規則で定める場合に該当する場合に限り、当該子が1歳6か月に達する日まで、育児休業をすることができるようにすること。

ただし、当該育児休業をしようとする期間の初日の前日において育児休業をしていない職員で、1の人事院規則で定める職員に該当するものについては、この限りでないものとする。

- 4 1及び3の改正に伴い、育児休業の承認の請求に関し、所要の措置を講

ずること。

第2 常時勤務することを要しない職員の育児時間

各省各庁の長は、常時勤務することを要しない職員（国家公務員法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該職員がその3歳に達するまでの子を養育するため、育児時間を承認することができるようにすること。

ただし、育児時間をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる職員として人事院規則で定める職員については、この限りでないものとする。

第3 実施時期

この改正は、平成23年4月1日から実施すること。